

山武市子どもの読書活動推進計画 (第二次)

令和5年3月
山武市教育委員会

目 次

第1章 山武市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と国・県の動向
- 2 基本方針
- 3 指標
- 4 計画期間

第2章 第一次計画期間における子どもの読書活動に関する状況

- 1 主な取り組み
- 2 状況
- 3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化と課題

第3章 読書推進のための具体的な方策

- 1 読書に親しむ機会の充実と啓発
- 2 読書環境の整備、充実
- 3 家庭、学校、図書館、地域等市全体での連携

<資 料>

第1章 山武市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と国・県の動向

子どもの読書活動は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」とあり、社会全体で積極的に環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

そこで国は、子どもの読書活動を支援するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年に制定し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしました。また、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年に策定し、その後、社会情勢等の変化に応じておおむね5年ごとに見直しを行い、平成20年に「第二次基本計画」、平成25年に「第三次基本計画」、平成30年に「第四次基本計画」が策定されました。

千葉県では、国の基本計画を踏まえ、平成15年に最初の「子どもの読書活動推進計画」が策定されました。その後、平成22年に「第二次計画」、平成27年に「第三次計画」、令和2年に「第四次計画」が策定されました。

山武市においても、子どもの読書活動を推進するため、平成29年に「山武市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、基本的方針と具体的な方策を定めました。

第一次計画の「計画の期間」が経過し、取り組みの成果と課題を把握するとともに、子どもの読書活動をさらに推進するため、第一次計画を改定し、「山武市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

2 基本方針

感染症への対策等、子どもが安心安全に読書活動を行えるよう、社会情勢や状況を考慮しながら、推進に向けて取り組みを実施します。

- (1) 読書に親しむ機会の充実と啓発
- (2) 読書環境の整備、充実
- (3) 家庭、学校、図書館、地域等市全体での連携

3 指標

- (1) 中学生以下の子ども数
- (2) 児童図書の購入費
- (3) 児童図書の貸出冊数

4 計画期間

令和5年4月からおおむね5か年

第2章 第一次計画における状況の検証

1 主な取り組み

(1) 関係部署との連携会議（本活会議）の実施

指標の確認や情報交換など、関係部署と連携を深めるための会議を実施しました。

(2) 学校統廃合等に伴う学校図書館の整備

開校に伴う学校図書館の図書等の整備を行いました。

- ・平成31年4月、松尾小学校開校（松尾小学校、豊岡小学校の統廃合）
- ・平成31年4月、山武中学校開校（山武中学校、山武南中学校の統廃合）
- ・令和3年4月、日向小学校開校（日向小学校、山武西小学校の統廃合）
- ・令和4年4月、山武望洋中学校開校（蓮沼中学校、松尾中学校の統廃合）

また、令和4年7月から8月にかけて、松尾小学校の新校舎建設に伴い、学校図書館の図書等の整備も行いました。

(3) 配本サービス臨時便の導入

学校等への定期便（月1回）のほかに、行事や授業で使うご希望の図書等を配送する臨時便を設けました。

(4) ブックリストの作成

本に興味を持ってもらえるように、年齢に応じたおすすめの本を紹介するブックリストを作成しました。

2 状況

(1) 児童図書の貸出冊数の推移

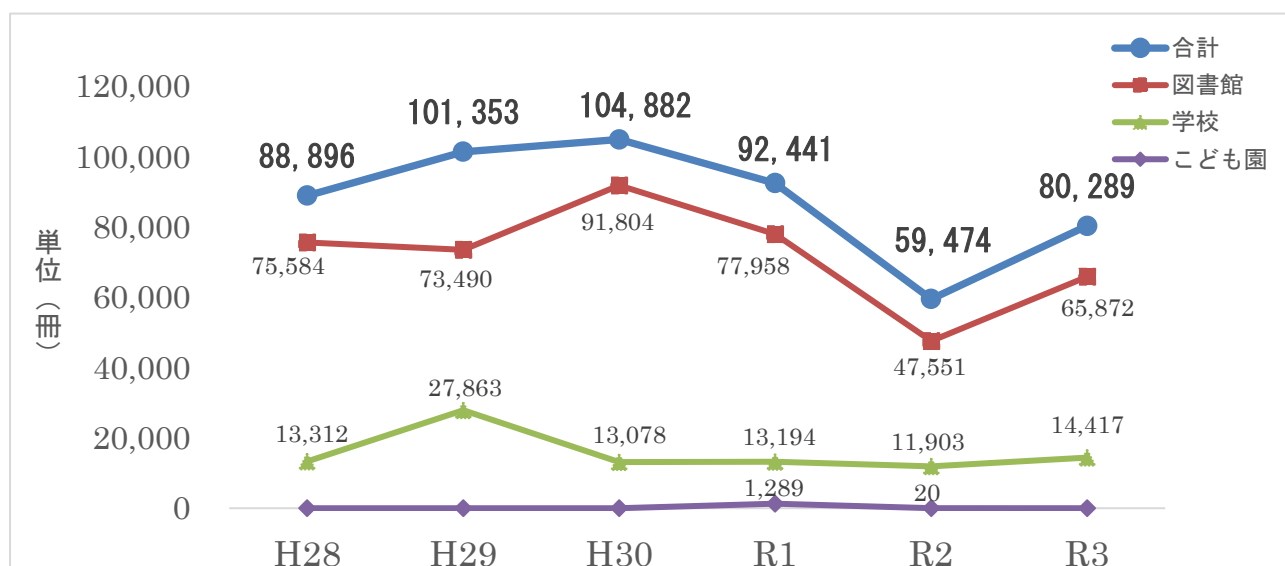
「子どもの読書活動推進計画」を策定した平成28年度から平成30年度までは、市全体の児童図書の貸出冊数は88,896冊から104,882冊、子ども一人当たりの児童図書の貸出冊数は15.98冊から20.25冊と順調に増加しました。しかし貸出冊数に占める割合の高い図書館が、新型コロナウイルス感染症対策のために令和元年度よりたびたび臨時休館となり、開館日数が大幅に減少しました。また、開館したものの、来館者に図書館の利用時間を制限する時期もありました。そのため、令和元年度より貸出冊数が減少し、最も臨時休館の多かった令和2年度は貸出冊数59,474冊、子ども一人当たり12.59冊と大幅に減少しました。その後、回復傾向にはなりましたが、新型コロナウイルス感染症発生前の平成30年度の貸出冊数までは至っていません。

表1 子ども一人当たりの児童図書の貸出冊数

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 冊数 | 15.98冊 | 19.07冊 | 20.25冊 | 18.65冊 | 12.59冊 | 17.42冊 |
| 子ども数 | 5,562人 | 5,316人 | 5,179人 | 4,957人 | 4,724人 | 4,609人 |

※子ども数は、中学生以下

図1 児童図書の貸出冊数の推移



(2) 児童図書の購入費の推移

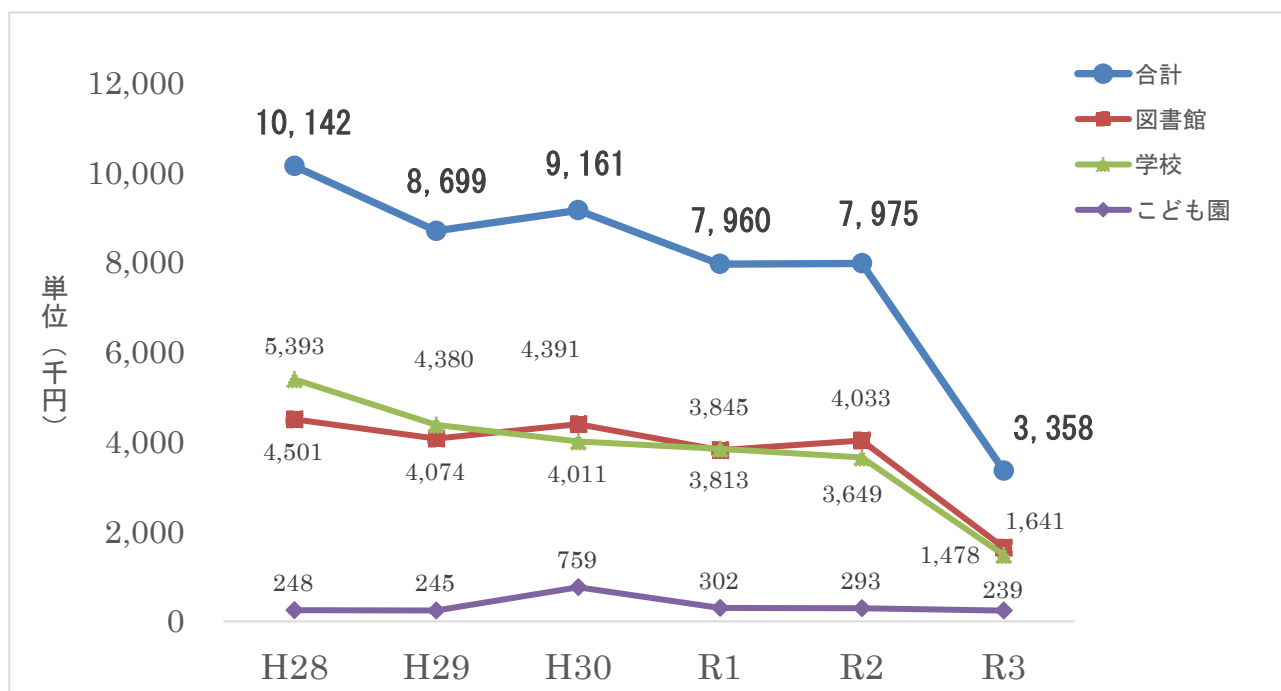
人口一人当たりの図書の購入費について、例年山武市は、千葉県内でも高い水準で予算を確保していました。しかし令和3年度は、市全体で予算の縮小に努める中、図書の購入費の予算確保が困難な状況となったため、子ども一人当たりの児童図書の購入費が大幅に減少しています。

表2 子ども一人当たりの児童図書の購入費

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 購入金額 | 1,824円 | 1,636円 | 1,769円 | 1,606円 | 1,688円 | 729円 |
| 子ども数 | 5,562人 | 5,316人 | 5,179人 | 4,957人 | 4,724人 | 4,609人 |

※子ども数は、中学生以下

図2 児童図書の購入費の推移



3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化と課題

子どもは読書を通して、主人公といっしょに物語の世界を冒険したり、知らない世界を体験したりして、想像力や共感力、感性を育みます。また、物事を主体的に考えることや、客観的に見ることなど、社会で生きていくために必要な様々なことを学びます。社会の高度情報化や急激な変化が進む今だからこそ、教養、価値観、感性等を高める読書が果たす役割の重要性は高まっています。

「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」（令和3年3月 国立青少年教育振興機構）によれば、アンケートとその分析の結果、「読書活動が活発な者の方が、現在の意識・非認知能力（自己理解力、批判的思考力、主体的行動力）が高いことが示された。また、小中高と継続して読書をしている者の意識・非認知能力と認知機能（例えば、語彙力や文章理解力）が高いことも示された。」とあります。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月文部科学省告示）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めています。また、「小学校学習指導要領」（平成29年3月文部科学省告示）や「中学校学習指導要領」（平成29年3月文部科学省告示）では「読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる」など、読書活動を充実することが示されています。

しかし、子どもを取り巻く環境は、ゲームやテレビ、スマートフォン、インターネットなどによる映像文化が日常化し、子どもの読書離れが社会問題となっています。また、学習や習い事、部活動で忙しく、読書に充てられる時間が限られています。そして、学年が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていません。令和4年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の「学校読書調査報告」によると、1か月間に1冊も本を読んでいない子どもは、小学生は6.4%、中学生は18.6%、高校生は51.1%となっています。

こうした変化や課題等を踏まえ、持続可能な開発目標SDGs（※1）の理念も取り入れながら、社会の変化に対応した学習機会の提供や、課題解決を図るサービスをさらに強化していく必要があります。さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年法律第49号）が施行され、誰もが使いやすい図書館を目指し、多様な子どもたちに対応した取り組みを充実させる必要があります。

令和元年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休校、図書館の臨時休館や行事の中止等、子どもたちの読書環境が制限され、読書活動の機会も減少しました。今後もこのような状況が続く可能性がある中で、どのように読書活動を推進していくのか、考慮しながら取り組みを実施していく必要があります。

※1 持続可能な開発目標 SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

外務省国際協力局／編『持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組』
外務省国際協力局，p. 2（参照 令和5年1月20日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf

第3章 読書推進のための具体的な方策

1 読書に親しむ機会の充実と啓発

(1) 家庭での読書活動の推進

① 役割

子どもの読書習慣は、日常生活のなかで育まれるため、周囲の大人の関わり方が大きく影響します。

家庭では読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだり、図書館に出向いたりして、読書の楽しさや喜びを体験する機会を設けることにより、関心を高め、読書習慣を身につけることが重要です。

子どもの年齢が低ければ低いほど、周囲の大人の果たす役割は重要となります。絵本は心の栄養です。子どもが家族の膝の上に抱っこしてもらい、絵本を読んでもらうことは、子どもの心を育て、心の栄養となり、親に大事にされていると実感できる良い機会となります。

家族が意識して「家読（うちどく）」（※2）を行い、進んで本に親しむ機会を設けることも読書の習慣づくりに大きく役立ちます。

また、健康支援課の母子保健事業では、子育て中の保護者へ関わる機会が多い利点を活かし、読み聞かせや読書の大切さについて啓発に努めます。

※2 家読（うちどく）とは...

「家読（うちどく）」は、「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書活動です。「家読（うちどく）」のやり方は、子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想を話し合うことです。

家読推進プロジェクト「うちどく.com 家読推進プロジェクト公式ホームページ」
<http://uchidoku.com/htdocs/>（参照 令和5年1月20日）

② 具体的な取り組み

ア 母子保健事業を活用しての読書啓発リーフレットの配布や読み聞かせ体験

㊦ ブックスタート事業

乳児健診時に絵本を手渡し、乳児が絵本の読み聞かせを通して家族との絆を深めることを目的としたブックスタート事業を行います。あわせて、乳幼児向けのブックリストや図書館の案内、おはなし会など、図書館事業の説明を行います。

㊧ 乳幼児健診時読み聞かせ

乳幼児健診等の待ち時間を利用して、「子育て応援ボランティア」による読み聞かせを行います。

イ 家庭教育学級

㊦ 講座開催

幼稚園・こども園等の家庭教育学級において、読書に関する講座や講演会を開催することで、読書の重要性や必要性について理解を深める場を提供し、家庭での読書の推進を図ります。

(2) 小学校・中学校での読書活動の推進

① 役割

子どもが多く時間を過ごす学校は、読書に親しむ習慣を身につけるために大きな役割を担っています。そこで、学校では子どもが本や物語に親しむ環境の整備や、様々な読書の機会を設けることが重要となります。

市内の小中学校では、読書活動を充実させるため、例えば「朝の読書」など学校独自で読書指導の取り組みをすすめていきます。

平成21年度から平成23年度に行われた「学校図書館整備事業」により、学校図書館システムが導入され、市立図書館のホームページから、学校が所蔵している本の検索ができるようになっています。

また、学校図書館の蔵書数の確保に励み、今後もさらに読書に親しむ機会の充実や啓発に努めます。

② 具体的な取り組み

ア 読書指導計画の作成

「学校図書館教育全体計画」を作成し、発達段階に応じた体系的な読書指導を行います。また、学校図書館や図書資料を計画的、積極的に活用し、読書活動を推進します。

イ 授業

授業では、児童生徒が読書に親しむために、例えば、本の紹介や読書記録の作成など、「学習指導要領」に則した様々な活動を取り入れます。

学校図書館や市立図書館を活用し、図書館の利用の仕方を学び、本に触れる機会を設けるよう努めます。

ウ 「読書活動」の推進

本に親しみ、楽しむ読書の習慣をつくるため、例えば、読書週間を設けたり、地域の方々と連携したりするなどの読書活動に取り組みます。

エ 児童生徒、保護者への情報発信

廊下への掲示などを通し、児童生徒に図書の紹介を行います。また、学校からの便りなどで、読書に関する情報を保護者に届け、図書の紹介や読書活動の啓発に努めます。

(3) 幼稚園・こども園、子育て支援センター、学童クラブでの読書活動の推進

① 役割

幼稚園・こども園や子育て支援センター、学童クラブのように、子どもが一定時間滞在し利用する施設は、読書習慣を育む重要な役割を担っています。

子どもは、発達の段階に応じて本への興味の示し方や、本の読み方が変わっていきます。それを周囲の大人や職員等が、的確な機会と言葉を添えて、子どもと本との出会いを大切にします。

また、幼稚園・こども園や子育て支援センター、学童クラブの生活の中で、日常的に絵本や物語に親しむ環境を整えることが重要です。多くの時間を過ごす施設では、毎日読み聞かせを行うことにより、子どもは想像力を広げ、心を癒すことができます。

② 具体的な取り組み

ア こども園

㊦ 子どもの読書の有効性の理解

職員は、子どもの読書の有効性について理解の促進に努めます。また、幼児に対する読み聞かせのしかたや大切さについて、職員が研修を受ける機会を設けます。

㊧ 紙芝居や絵本の読み聞かせ

職員による紙芝居や絵本等の読み聞かせを毎日行います。加えて、科学あそび、自然観察、クラフト、劇あそびなど、遊ぶ・作るなどの体験と読書を結びつけ、子どもの興味を引くように多角的な読書活動を推進します。

また、スキンシップを取り入れた読み聞かせは、子どもと大人との信頼関係や情緒の安定も図ることができます。

㊨ 読み聞かせボランティアの受け入れ

保護者や地域のボランティアによる絵本の読み聞かせを行う機会を設けます。

㊩ 保護者への啓発・支援

読書活動啓発リーフレットを配付・活用します。また、こども園からの便りや家族で参加する行事などで、読み聞かせや読書の習慣づけの大切さや意義を伝えます。

家庭で絵本を楽しみ、読書習慣を育むために絵本の貸し出しを行います。また月刊絵本の活用もすすめます。

イ 子育て支援センター

㊦ 紙芝居や絵本の読み聞かせ

乳幼児を対象とし、年齢に合わせた紙芝居や絵本の読み聞かせをします。定期的に「あそび・遊ぼう」や「あかちゃん広場」などの事業や、地域のボランティアによる、おはなし会の機会を設けます。

また、絵本の紹介や個別の読み聞かせの相談にも対応します。スキンシップを大切にし、職員のさまざまな工夫により、楽しみながら絵本に親しめるよう努めます。

㊧ 講座

講師を招いて、絵本や読み聞かせについて親子でいっしょに学び、楽しむ場を創出します。

㉔ 保護者への啓発・支援

「子育て支援センターだより」での周知など、本や手遊び・わらべうたの紹介などをします。また、乳幼児期に絵本に出会うことの大切さ、読み聞かせや読書の習慣づけの大切さを啓発するため、リーフレットの配付を行い、活用します。

保護者向けに、おすすめの絵本を紹介するコーナーもあります。また、家庭でも「周りに本がある」という環境をつくるために、絵本の貸し出しを行います。

ウ 学童クラブ

㉕ 読み聞かせの推進

子どもが絵本や物語に親しめるように、例えば、おはなし会や読み聞かせ等の活動を行うよう努めます。

(4) 図書館での読書活動の推進

① 役割

図書館は、すべての市民に開かれた場であり、子どもから大人まで安全で気軽に本に触れることができる施設です。成東図書館、さんぶの森図書館、松尾図書館は市立図書館として協力し、市民サービスの向上に努めます。

また、図書館は、子どもの読書活動を推進する中心的役割を担っています。図書館では、子どもが本を自由に選び、知的好奇心を満たし、読書の楽しさを子どもに伝えるために様々な活動を行います。

② 図書館の具体的な取り組み

ア おはなし会の開催

子どもが本に親しみ、読書習慣を身につけるため、地域のボランティアと協力し、おはなし会を実施します。

㉖ 定期おはなし会

年間を通して定期的を開催することにより、おはなしを楽しみながら、来館を習慣づけ、子どもと本をつなげます。

㉗ 季節のおはなし会

「こどもの読書週間」等、読書普及に関する行事を活かし、季節ごとに、人形劇や工作などのプログラムを加え、子どもが興味を持てるように特別な趣向をこらして開催します。

㊦ 赤ちゃんおはなし会

ブックスタート事業のフォローアップとして、乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会を開催します。わらべうたや赤ちゃん向けの絵本を通して、親子でふれあう時間を楽しんでもらいます。

イ 来館促進のための各種事業の開催

子どもが図書館へ来館する機会を増やし、図書館に親しみ理解を深めてもらうために、季節感を取り入れた事業や各館の特色を活かした事業などを開催します。

ウ 子どもへの読書案内

図書館では、来館した子どもの相談に応じ、本や情報の案内をします。子どもが興味を持ち、本を手にとってもらえるようにテーマを決めて、本の展示を行います。

また、図書館員は積極的に声をかけ、個別に資料の紹介も行います。

エ 保護者や地域のボランティアへの支援

保護者や地域のボランティアなどの相談に応じ、本の紹介をします。図書館員の専門知識を活かし、年齢段階や季節やテーマなどにあわせて、適切な資料の提供を行います。

また、講座や講演を行い、子どもの読書活動についての理解と関心を深めます。

オ ちゃいるどたいむ

乳幼児を連れての図書館利用がしやすい時間帯を設け、子育て支援と図書館利用を促進します。これに伴い他の利用者に対して、子どもの読書活動への理解・協力を得られるよう周知に努めます。

カ ブックリストの作成・配付

本に興味を持った子ども自身が読みたい本を探すとき、また、子どもと関わる大人が子どもに紹介する本を選ぶときに活用できるよう、子どもの成長段階に合わせた、おすすめの本のブックリストを作成・配付します。

キ 読書通帳の配付

読んだ本を通して、成長の記録を残すために読書通帳を配付します。学校等への普及に努め、まとめて配付します。図書館に来館が難しい場合でも利用できるように、図書館ホームページに様式を整備しています。

ク 避難所への配本

災害により、長期にわたり避難所で生活を送る子どもが生じた場合、配本に努めます。

ケ 外国語資料やハンディキャップのある子どもへのサービス

外国語資料やハンディキャップのある子ども向けの点字絵本等の収集を行います。

コ 広報やインターネット等による情報提供

図書館と図書館事業の周知をするため、広報やホームページを活用します。また、子どもが自ら情報を得られるようホームページ上に「こどものページ」を設け、本や図書館事業などの情報を発信します。

2 読書環境の整備、充実

子どもが読書に親しむためには、読書環境の整備と充実が必要です。子どもの読書活動を推進するために、読書環境の整備と充実に努めます。

(1) 小学校・中学校、子ども教育課での取り組み

① 小学校・中学校

ア 学校図書館資料の充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動の場であるとともに、読書指導の場でもあります。また、自主的・主体的な学習活動を支援する機能も必要となります。そのため、児童生徒の多種多様な興味や関心に応える、幅広く魅力的な図書資料の収集と充実を目指します。

社会情勢や科学の進歩にあわせ、図書資料の充実に努めます。加えて、内容の古くなった資料は除籍を行い、適切な蔵書管理を行います。

イ 読書環境の充実

児童生徒が本に興味を持ち、手に取る機会を増やすために、学校図書館では季節や行事、授業に沿った図書の展示や紹介に努めます。また、学級から学校図書館が離れているなど、利用しづらい場合は学級文庫を設けたり、図書館からの配本を利用するなど、積極的に本に触れる機会をつくるように努めます。

ウ 蔵書点検

子ども教育課や図書館と協力して蔵書点検を定期的に行い、適切な蔵書管理に努めます。

② 子ども教育課

ア 学校図書館システムの管理

学校図書館システムの管理を行い、学校図書館の蔵書管理や運営を支援します。また、教員がシステムに理解を深め有効活用するために、システムの操作研修会を行います。

イ 蔵書点検

学校が適切な蔵書管理に努められるよう、図書館と協力し学校の蔵書点検を応援します。

(2) 幼稚園・こども園、子育て支援センター、学童クラブでの取り組み

① 幼稚園・こども園

ア 読書スペースの設置

落ち着いた雰囲気の中で、手軽に安心して親子で読書が楽しめるスペースを設けるよう工夫します。

図書室だけではなく、いろいろなスペースに絵本のコーナーを設け、興味や関心に応じてすぐに絵本を手にとれるような環境づくりに努めます。また、保護者や地域のボランティアと連携、協力し、読書環境の向上に努めます。

イ 絵本の選定

子どもの興味や関心、発達等に応じた絵本の選定を行います。

ウ 予算の確保

図書購入のための予算の確保に努めます。

② 子育て支援センター

ア 読書スペースの設置

子育て支援センターの「つどいの部屋」に、いつでも絵本を手にとることができるように図書コーナーを設置し、保護者が子どもに読み聞かせをすることができるようにします。

イ 展示の工夫

季節が感じられるように絵本の入れ替えを行うなど工夫をします。また、水槽などのそばに、すぐ確認できるように図鑑等を置くなど、読書環境作りに配慮をします。

③ 学童クラブ

ア 読書スペースの設置

いつでも子どもが本に触れることができるようなスペースの確保に努めます。絵本や物語だけではなく、事典や図鑑等、自分の興味を深め、知識の幅を広げることのできる図書を置くことにも配慮します。

(3) 図書館での取り組み

① 児童資料の充実

絵本や物語、知識の本など、子どもが興味を持って自由に選べるように幅広く児童資料を収集し提供します。

子どもに質の高い資料を提供するために、多くの人に読み継がれてきた資料を揃えます。

科学など進歩の著しい分野は、情報の新しい本を選定、購入します。そのために、図書館員は日頃から社会情勢や科学、歴史など、幅広く最新の情報を得るよう努めます。

また、適正な蔵書管理を行うため、資料の内容や書架のバランスに気を配り、除籍を行います。

② 児童コーナーの整備

どこに何の本があるか、子どもがわかりやすい書架にします。配架、見出し、季節感のあるディスプレイや資料の展示など、魅力的な児童コーナーの整備に努め、子どもが楽しめるスペースを確保します。

③ 職員の研修

子どもの読書活動を推進するうえで、図書館員は重要な役割を果たします。専門的知識や技術を習得し、資質の向上を図れるように、積極的に研修に参加し、自己研さんを行います。

④ 予算の確保

子どもに対するサービスを十分に行うために、必要な経費の確保に努めます。

3 家庭、学校、図書館、地域等市全体での連携

子どもの読書活動を推進するために、「子どもの読書活動推進計画」に関わる人々は、連携、協力します。

(1) 本^{ホンカッ}活会議の開催

【連携：図書館 子ども教育課 健康支援課 子育て支援課】

関連する部署による会議を定期的を開催することにより、情報交換などを行い連携を深めます。

(2) ブックスタート事業

【連携：図書館 地域のボランティア 健康支援課 子育て支援センター】

健康支援課の乳児健診のなかで図書館のブックスタート事業を行います。事業の説明や絵本の読み聞かせは、図書館員と地域のボランティアが連携して行います。また、健診を受けなかった、あるいは健診時に絵本を手渡せなかった子どもについての情報を共有することにより、山武市で出生した子ども全員に絵本を届けるように努めます。

さらに子育て支援センターと連携し、子育て情報、絵本や乳児向け事業について、保護者に周知を行います。

(3) 団体貸出、配本、相談

希望する市内の団体に本の貸し出し、配本を行います。

また、市内の団体からの相談に応じます。

【図書館】

小学校・中学校、幼稚園・こども園、子育て支援センター、学童クラブなど、市内の団体へ貸し出しを行います。また、乳幼児健診や子ども向け事業など、子どもが集まる場所への本の貸し出しを行います。さらに、授業や調べ物に適切な資料の提供、学校図書館の運営や蔵書など、様々な相談に応じ、図書館員の専門知識を活かして、支援を行います。また、定期的な配本も行います。

【小学校・中学校】

授業で使用する図書が必要な場合は、図書館より借り受け、利用することを検討します。また、学級文庫の配本サービスも活用します。

【健康支援課】

乳幼児健診等で実施している読み聞かせの際に、対象年齢に合った図書を図書館より借り受け、活用します。

【幼稚園・こども園 子育て支援センター 学童クラブ】

図書館からの配本を利用します。また、図書館より、紙芝居や大型絵本、パネルシアターを借り受け、おはなし会などで活用します。

（４）学校図書館担当者研修会

【連携：子ども教育課 図書館 小学校・中学校】

より良い学校図書館の運営のために、意見要望の聴取や情報交換などを行う学校図書館担当者研修会を行います。

（５）地域のボランティアの育成と協力依頼

【山武市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター】

地域のボランティア活動の調整や相談援助を行うとともに、子どもの読書活動の推進のため、図書館や幼稚園・こども園、小学校・中学校などの求めに応じ、地域のボランティアの情報を提供します。

【図書館】

図書館では、随時、本の相談や提供など地域のボランティア活動の支援を行います。「おはなし会」などで、連携、協力して事業を行います。

また、読み聞かせを行うボランティアを育成するため、「読み聞かせ講座」や「出前講座」を行います。

【健康支援課】

子育て支援課、生涯学習課、社会福祉協議会と共催して「子育て応援ボランティア養成講座」を実施し、その受講者が乳幼児健診等の読み聞かせを担当します。

【小学校 幼稚園・こども園 子育て支援センター 学童クラブ】

保護者や地域のボランティアを活用し、「朝の読書活動」での読み聞かせや、おはなし会を行うことを検討します。

(6) 情報の共有と周知

【子ども教育課】

職員研修や、優良図書情報の周知を行います。

【小学校・中学校 幼稚園・こども園 子育て支援センター 学童クラブ】

図書館や生涯学習課等の子どもの読書活動の推進に関する事業のポスターやチラシ、啓発パンフレット等の周知に協力します。

(7) 共通図書館利用カード

【連携：小学校・中学校 子ども教育課 図書館】

学校図書館と図書館の利用を増進するために、学校図書館と図書館とで共通して利用できる図書館利用カードの発行を行います。

図書館がカードを提供し、子ども教育課が登録し、小学校が1年生に配付します。カードは学校図書館で利用するだけでなく、図書館に登録することにより、共通して利用できるカードにすることができます。図書館は、就学時健診時に学校に出向き、図書館の利用やカードの登録をすすめます。

小学校・中学校、子ども教育課、図書館は、連携して利用促進に努めます。

(8) 職場体験・図書館見学

【連携：小学校・中学校 図書館】

小学校・中学校は、図書館を児童生徒の職場体験先の候補地とします。図書館は積極的に受け入れを行い、子どもが図書館の仕事に興味を持ち、理解を深めることができるようにします。

小学校・中学校は、図書館に関する授業について、学校図書館や図書館を活用します。図書館は、より知ってもらい活用してもらうために、授業の支援を行い、施設見学の受け入れや、図書館の使い方についての説明を行います。

また、小学校は、授業で図書館見学を行えるように努めます。

<資料>

- 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律号外第154号）
- 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）（平成30年4月）
- 千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）（令和2年2月）
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月文部科学省告示）
- 小学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）
- 中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）
- 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（令和元年法律第49号）